

ここカードご利用約款

第1条(本約款の趣旨)

本利用約款(以下「本約款」という)は生活協同組合コープやまぐち(以下「当組合」という)が発行するここカード(以下「本カード」という)およびコープやまぐち LINE ミニアプリ(以下本アプリ)に付帯する電子マネーサービスを組合員が利用するにあたり適用されるものとします。

第2条(定義)

本約款において用語の定義は、次のとおりとします。

(1)本カード

当組合が発行する組合員証で、ここカード電子マネーサービス機能を備えた前払式支払手段である加減算型カードです。貨幣としての価値情報を電子データに代えて繰り返し入金(チャージ)することができ、また入金された金額をもって当組合の店舗(移動店舗を含む)および加盟店(以下「当組合の店舗等」という。)において商品または当組合が提供する役務やサービスなどを購入することができます。

(2)本アプリ

当組合が運営するスマートフォン用のアプリケーションで、ここカードをデジタル組合員証として表示するとともに、ここカードと同様の電子マネーサービス機能を備えています。以下、本カードとデジタル組合員証の説明に区別がない場合は、本カードの説明にデジタル組合員証を含むものとします。

(3)ここカード電子マネー

本カードに記録される貨幣的価値を証するものをいいます。

(4)入金(チャージ)

組合員が第4条に定める方法により本カードにここカード電子マネーを加算する事をいいます。

(5)残高

本カードにおいて組合員が利用可能なここカード電子マネーの額をいいます。

第3条(本カードの管理について)

(1)組合員は善良なる管理者の注意を以って、本カードを管理・ご使用ください。

(2)紛失・盗難の場合は速やかに当組合にお届けください。

(3)本カードはカード裏面にサインされた組合員本人のみ、デジタル組合員証は組合員本人のみ使用できるものとし、他人への貸与はできないものとします。本人以外の第三者により利用された場合、またはその他何らかの損害が生じた場合でも、紛失・盗難その他の理由を問わず、当組合は一切の責任を負わないものとします。

(4)組合員の家族は、ここカードと同等の機能を持つファミリーカードを持つことができます。組合員はファミリーカードの発行に際し、当組合所定の手数料を支払うものとします。

(5)ここカード電子マネーの残高は、組合員自身が所有するここカードと組合員の家族が所有するファミリーカードでそれぞれ別々の管理となり、合算はできません。

第4条(入金の方法)

(1)組合員は当組合の店舗にて、当組合指定の方法により本カードに入金することができます。なお、加盟店では入金することができません。

(2)現金以外で入金することはできません。本カード1枚の1回あたりの入金は、1,000円以上1,000円単位で最大49,000円まで可能です。ま

た、本カード1枚に対してここカード電子マネー残高が100,000円を超える入金はできません。

第5条(利用の方法)

(1)組合員は当組合の店舗等でここカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。

(2)一部対象とならない売り場があります(委託催事、自販機などの電子マネー対応レジにて精算を行わない売場)

(3)宅配、夕食宅配、共済、保険、サービス、福祉事業等ではご利用できません。

(4)組合員が当組合の店舗等でここカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、ここカード電子マネー残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。

(5)組合員は、当組合の店舗等において商品等の購入または提供を受け、ここカード電子マネーサービスを利用し、ここカード電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、改めて本カードに入金のうえここカード電子マネーでお支払いいただくか、または不足分を現金にてお支払いいただくものとします。

(6)組合員が当組合の店舗等において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できる電子マネーカードの枚数は1枚に限りです。

(7)組合員はここカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、交付するレシート等に印字して表示されるここカード電子マネー残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当組合の店舗等に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、組合員は当該電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとみなします。

第6条(電子マネーの残高について)

(1)ここカード電子マネーサービス利用時のレシート、当組合指定のウェブサイト、コープやまぐち LINE ミニアプリ、当組合の店舗等において本カードを提示していただくことにより、本カードの残高照会をすることができます。また、本約款末尾記載のお問い合わせ窓口にて照会いただけるものとします。

(2)当組合指定のウェブサイトにて残高を確認される場合は、本カード裏面に記載された16桁のカード番号と6桁のPIN番号が必要です。

(3)当組合指定のウェブサイトにおいては、残高のほかご利用の履歴も確認が可能です。但し、システムの都合上ウェブサイト上で表示できる履歴内容、履歴件数は当組合が決めるものとします。

(4)組合員が当組合を脱退または組合員資格を喪失した時点で、ここカード電子マネー残高はゼロとなり、現金の払戻しは行われません。

(5)組合員が本カードにチャージしたここカード電子マネーは最終チャージ日または最終利用日から5年間使用しなかった場合、失効するものとし残高の払い戻しはできません。

第7条(残高の移行、換金)

(1)組合員は、当組合が認めた場合を除き、ここカード電子マネーを他に移行することはできません。

(2)本カード自体または本カード残高の換金、返金および払戻し等はいたしません。

(3)ただし、社会情勢の変化、関係法令等の制定改廃、その他当組合

の都合により本カードの取扱いを全面的に廃止することを当組合が決定した場合には、組合員に対し事前に当組合所定の方法で通知することにより、ここカード電子マネーサービスを終了することができるものとします。この場合組合員は当組合に対して本カードの残高の払戻しを求めることができるものとします。当組合は所定の方法に従って本カードの残高照会の結果に基づき払戻しを行うものとします。

(4) 当組合が前項の通知を行ってから 3 年経過した場合には、組合員は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを意義なく承諾するものとします。

第8条(本カード(デジタル組合員証を除く)の再発行)

(1) カードの機能を破損することがありますので、本カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。当組合は本カードが毀損され、または、必要な機能が損なわれた場合、その原因が組合員の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カード磁気情報または裏面に記載されている特定の番号が判読可能であるときに限り、当組合の判断により、当組合所定の方法に基づいて、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとします。この場合所定の発行手数料をお支払いいただくと共に、当組合は新しい本カードと引き換えに旧カードをお引渡し頂きます。

(2) 紛失・盗難により本カードが再発行された場合、当組合による利用停止措置が完了した時点の本カード残高は再発行されたカードに引き継がれるものとします。再発行に当たっては、当組合所定の発行手数料を支払うものとします。

(3) 組合員が本カードの紛失・盗難等を申し出た後から当組合による利用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを組合員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前にここカード電子マネーを第三者により利用された場合、またはその他何らかの損害が生じた場合でも、当組合は一切の責任を負わないものとします。

第9条(不正な取得・利用等)

(1) 次のいずれかに該当するときは、当組合は、組合員に本カードのご利用をお断りし、本カード自体を無効扱いとしたうえで、組合員の本カードを当組合にお引渡しいただくものとします。

① 組合員が不正な方法により本カードを取得し、または組合員が不正な方法により本カードを取得されたことを知って使用した場合や使用しようとした場合。

② 本カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合。

③ 本約款に違反した場合。

④ その他、本カードの利用が不正であると当組合が認める場合。

(2) 当組合は前各号の疑いがある場合、調査のため一時的に本カード(デジタル組合員証を除く)をお預かりできるものとします。この場合、組合員は払戻しまたは本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとします。

第10条(電子マネーが利用できない場合)

組合員は次のいずれかの場合においては、その期間において、ここカード電子マネーの入金、利用ならびに残高の照会をすることができないことをあらかじめ承諾するものとします。

(1) 本カードに関するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。

(2) 本カードの破損または当組合の店舗等レジ機器の故障、停電その他の事由による使用不能の場合。

(3) その他やむを得ない事由のある場合。

(4) 本条各項に定める理由およびその他の理由により、ここカード電子マネーサービスをご利用いただけないことから当該組合員に生じた不利益又は損害等について、当組合はその責任を負わないものとします。

第11条(業務委託)

当組合は、本カードに関して行う業務を第三者に委託する場合があります。

第12条(質権等担保権設定の禁止)

(1) 組合員は、本カードに質権等の担保の設定を一切することができないものとします。

(2) 当組合は、組合員が前項に違反した場合、当該違反から生じるトラブルに一切関与しないものとし、かつ一切責任を負わないものとします。

第13条(個人情報の収集・利用)

組合員は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、組合員が入会申し込み時および入会後に当組合に届け出た事項およびここカード電子マネーサービスの利用履歴等の情報(以下「個人情報」といいます)を、当組合が別途定める「個人情報の適正な取り扱いに関する基本方針」に記載した利用目的および共同利用の定めに基づき必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意します。

第14条(反社会的勢力の排除)

組合員は、現在暴力団等の反社会的勢力およびその共生者に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第15条(裁判管轄)

本約款に基づく利用および取引に関して組合員と当組合との間に紛争が生じた場合、当組合本部を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第16条(本約款の変更)

(1) 当組合は当組合の判断において本約款を組合員に事前に通知することなく変更することができるものとします。

(2) 本約款の改廃は当組合の常任理事会が行います。

(3) 本約款を変更するときには、変更後の本約款を当組合の店舗等の店頭あるいは本部に所定の期間備え置くものとします。

附則 本約款は平成 30 年 3 月 12 日からこれを適用します。

平成 30 年 9 月 10 日一部改定

令和 1 年 10 月 1 日一部改定

令和 3 年 8 月 2 日一部改定

令和 4 年 11 月 7 日一部改定

令和 6 年 12 月 5 日一部改定

(ここカード発行元および問い合わせ先)

生活協同組合コープやまぐち

〒753-0872 山口県山口市小郡上郷 10901-21

問い合わせ電話番号 0120-49-5657

(月～金 8:30～21:00、土 8:30～18:00)

URL: <https://www.yamaguti-coop.or.jp/>